

平成 30 年 6 月 5 日  
秋田市地域福祉推進室

## 第 4 次秋田市地域福祉計画の策定について

### 1 第 4 次計画策定の必要性

本市では、平成 26 年 3 月に、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として「第 3 次秋田市地域福祉計画」を策定し、計画に基づく取組の推進をしてきたものである。

現行の第 3 次計画の計画期間が平成 26～30 年度としていること、社会福祉法の改正など地域福祉に関わる社会福祉制度が変化していること、これらを踏まえた新たな地域福祉計画の策定が必要となっている。

### 2 策定作業の進行状況

平成 29 年度から行っており、以下の 2 つを既に終えている。30 年度に社会福祉審議会へ諮問し、本格的に作業を行う。

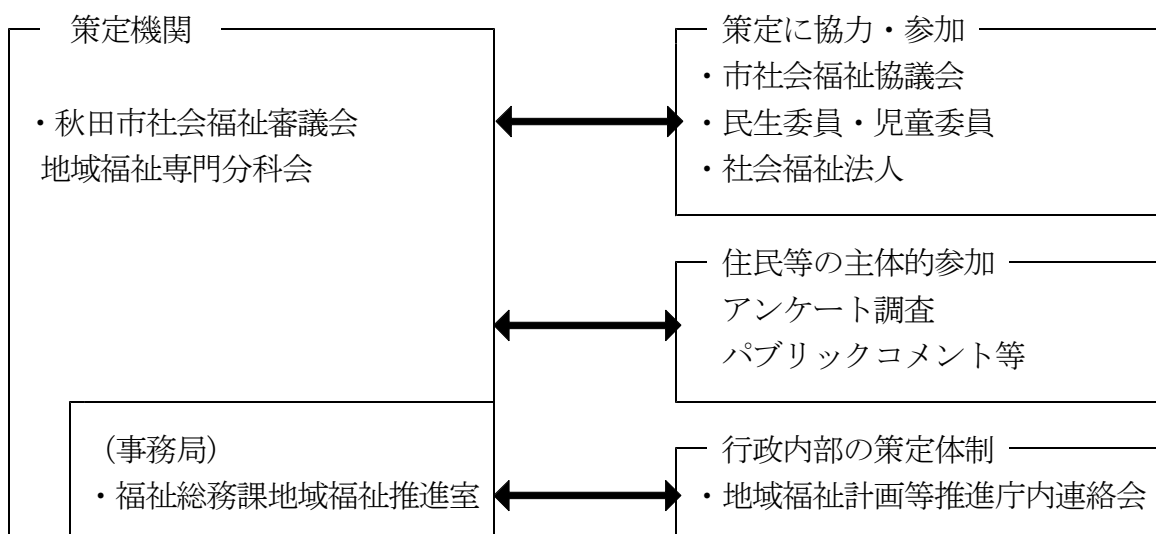
○地域福祉市民意識調査（H30. 1）

○社福審地域福祉専門分科会の審議を経て地域福祉計画策定方針の決定

（H30. 3）

### 3 策定体制

- (1) 秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を策定機関とする。
- (2) 住民等の意見を反映させるため、アンケート調査、パブリックコメント（意見公募）など、住民等の参画を確保する。
- (3) 福祉・保健・医療および生活関連分野が連携する総合的視野が必要であることから、福祉・保健分野を中心に庁内の連携が可能な策定体制（地域福祉計画推進庁内連絡会）を構築する。



## 4 策定までのスケジュール

計画策定段階に合わせて、以下のとおり、市民、社会福祉審議会、庁内連絡会に対応するスケジュールで策定作業を実施し、平成31年3月に第4次秋田市地域福祉計画を策定する。

年	月	議会	計画策定段階	市民	社会福祉審議会	地域福祉推進等 庁内連絡会	
H30	1月		ニーズの把握 (現状分析)	1/10～1/24 市民意識調査			
	2月						
	3月	定例会			3/26 地域福祉分科会③ (策定方針決定)		
	4月						
	5月				5/30 全体会①(諮問)		
	6月	定例会		▼	6/5 地域福祉分科会① (策定作業の実施計画を審議)		
	7月			課題の明確化			
	8月						関係部局へ 事業の照会
	9月	定例会		▲		地域福祉分科会② (素案前半審議)	
	10月						
	11月		政策・施策 事業案作成		地域福祉分科会③ (素案審議)	連絡会 (素案への意見聴取)	
	12月	定例会		パブリックコメント 説明会			
H31	1月						
	2月		▼		地域福祉分科会④ (答申案審議) 全体会②(答申)		
	3月	定例会	計画策定				
	4月 ～		施策の実施 進捗管理				

※市議会(厚生委員会)に対して、定例会において適宜報告等を行う。

## 5 第4次秋田市地域福祉計画の構成案

第1章 策定の趣旨	
策定の前提となる考え方を提示 ○策定の背景 ○計画の位置づけ ○計画期間 ○策定体制	・策定方針をもとに事務局で素案作成 ・第2回専門分科会(9月)で素案審議
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	
市民意識調査結果や各種資料等により、現状分析、課題の整理	・課題を整理し事務局で素案作成 ・第2回専門分科会(9月)で素案審議
第3章 計画の基本的な考え方	
現状と課題を踏まえ、基本的な考え方を提示 ○基本理念 ○基本目標 ○取組の基本原則 ○施策体系	・現状と課題を踏まえ事務局で素案作成 ・第2回専門分科会(9月)で素案審議
第4章 計画の取組	
施策体系に沿って、各施策の目標、取組の方向性を提示	・第3章を踏まえ、庁内連絡会で調整しつつ事務局で素案作成 ・第3回専門分科会(11月)で素案審議
第5章 重点事業	
地域福祉活動の実践をめざす先導的取組として、現行計画の重点事業を中心に取組の方法を提示	・第3章を踏まえ、事務局で素案作成 ・第3回専門分科会(11月)で素案審議
第6章 計画の推進体制	
計画の推進、進行管理の方法を提示	・策定方針をもとに事務局で素案作成 ・第3回専門分科会(11月)で素案審議